

# 横須賀市地域福祉計画

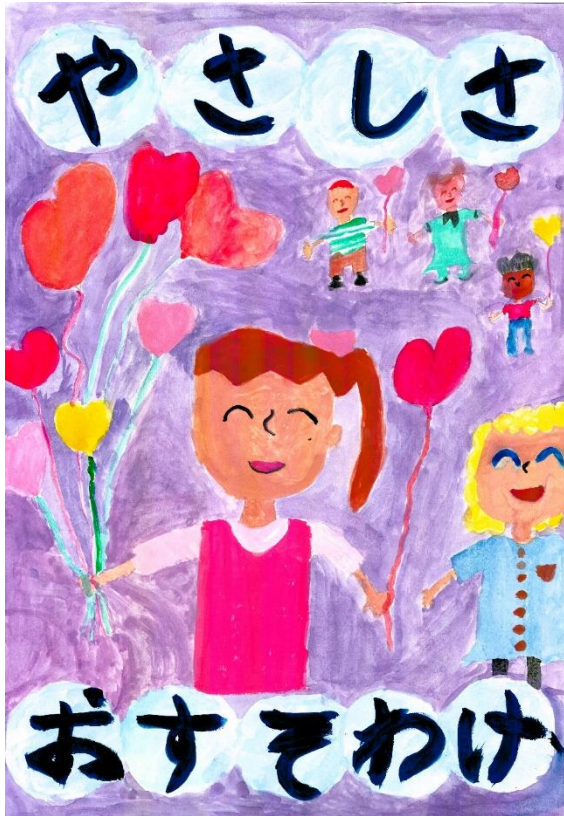
(成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を含む)

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)



令和6年(2024年)2月

横須賀市社会福祉審議会



「よかった ありがとう。」  
ポスターコンクール

【小学生の部】  
市長賞（最優秀賞）  
作品名：やさしさいっぱい

津久井小学校

2年1組 ながや 永谷 まこ さん



「よかった ありがとう。」  
ポスターコンクール

【小学生の部】  
市長賞（最優秀賞）  
作品名：私の大切な友だち

武山小学校

5年2組 さくま 佐久間 暖乃 さん



はじめに

市長あいさつ

市社会福祉協議会会長あいさつ

# 横須賀市地域福祉計画（案） 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	
（1）計画策定の背景	2
（2）基本理念	2
（3）計画の基本目標	3
2 計画の位置付け	
（1）YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係	4
（2）福祉分野の個別計画との関係	5
（3）地域福祉活動計画との関係	5
（4）計画期間	5
（5）法との関係	6
（6）重層的支援体制整備事業	7
第2章 現状と課題	9
1 現状	
（1）人口・世帯の動向	10
（2）高齢者の動向	13
（3）障害者の動向	16
（4）子ども・子育ての動向	19
（5）生活困窮者の動向	21
（6）外国人の動向	22
2 市民意見等の聴取	
（1）市民アンケート調査結果	23
（2）地域別意見交換会実施結果	27
（3）市社会福祉協議会部会員からの意見聴取結果	34
3 課題	37
第3章 計画の体系	39

第4章 施策の方向性 .....	41
1 地域における支え合いの基盤づくりの促進	
(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進 .....	44
(2) 地域における健康増進の取り組みの支援 .....	48
(3) 地域における交流の促進 .....	50
(4) 地域における見守り体制の充実 .....	54
(5) 災害に備える地域づくりの促進 .....	58
2 包括的・継続的な支援体制の充実	
(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化 .....	62
(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充 .....	66
(3) アウトリーチ支援の拡充 .....	68
(4) 権利擁護の取り組みの支援	
【横須賀市成年後見制度利用促進基本計画】 .....	72
(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進	
【横須賀市再犯防止推進計画】 .....	74
3 多様な担い手の育成・参画の推進	
(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進 .....	80
(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成 .....	84
(3) 福祉団体の活動の支援 .....	86
4 心のバリアフリーの促進	
(1) 他者に対する思いやりの心の醸成 .....	90
(2) ソーシャルインクルージョンの促進 .....	92
(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進 .....	96
第5章 地域福祉の推進体制 .....	99
1 評価指標の設定 .....	100
2 推進体制 .....	101
資料編 .....	103
1 計画の策定体制 .....	104
2 パブリック・コメント手続の結果概要 .....	110
3 地域別意見交換会における意見（全17回分） .....	111
4 用語集 .....	134





# 第1章 計画の概要

---



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール  
【小学生の部】 優秀賞 作品名：にじのヘアサロン  
鶴久保小学校 1年1組 石井 <sup>いしい</sup> <sup>あおい</sup> 葵 さん

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

### (1) 計画策定の背景

これまで国は、高齢者や障害がある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実に取り組んできました。しかし、「ダブルケア」（主に介護と育児を同時に行う状況）や「8050問題」（高齢の親が社会的に孤立している子供の生活を支えている状況）、「ヤングケアラー」（本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと）などさまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースに加え、ひきこもりや支援拒否による社会からの孤立、虐待や暴力などの社会問題が増加しています。

このような地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、国は属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました（令和3年（2021年）4月1日施行）。

様々な課題に直面し、地域社会の在り方が変化している中、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けるまちを実現するために、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）と一体となって本計画を策定します。

### (2) 基本理念

## 「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主演として自律的に生活することができるよう支援していきます。

また、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

市と市社会福祉協議会は地域住民や地域の各主体とともに支援の輪を重ね「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現を目指します。

### (3) 計画の基本目標

#### ① 地域における支え合いの基盤づくりの促進

支え手と受け手の垣根を超え、日々の生活において、不安や悩みを抱える人に寄り添います。誰もがどこかにつながるができるよう、課題解決を図るための仕組みづくりを進め、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

#### ② 包括的・継続的な支援体制の充実

地域におけるネットワークでは解決できない課題や誰に相談してよいか分からない課題については、福祉の総合相談窓口である「ほっとかん」で受け止め、関係機関とともに解決に向け支援していきます。

また、世代や属性を超えて多様化する課題や制度のはざまにある様々な課題を解決するため、課題を丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

#### ③ 多様な担い手の育成・参画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、多様な担い手の育成・参画に努めます。

また、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、各福祉分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

#### ④ 心のバリアフリーの促進

「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」という考えのもと、全ての住民が住民相互の絆を感じ、他者に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識を醸成できるよう心のバリアフリーを促進します。

#### 【地域の捉え方】

地域福祉は、地域住民と横須賀市、市社会福祉協議会が一体となって推進するものであるため、これまで住民参加による福祉活動の実績を蓄えてきた18の地区社会福祉協議会の活動範囲を「地域」の単位として捉え、活動を促進しています。

一方で、住民が行う地域活動の中には、生活に最も身近な町内会・自治会、地域の支え合い団体による活動など地区社会福祉協議会とは活動範囲が一致しない活動があります。

また、地縁によるものではなく、活動の目的や内容によりさまざまな形態をとっている活動もあります。

さらに、情報技術の進展などにより、最近ではSNS（Social Networking Service）によるつながりなど、バーチャルな社会におけるつながりも広がりつつあります。

このような多様なつながりを踏まえ、本計画では「地域」を暮らしやすさや生活上の課題を共有できる範囲として柔軟に捉えていくこととします。

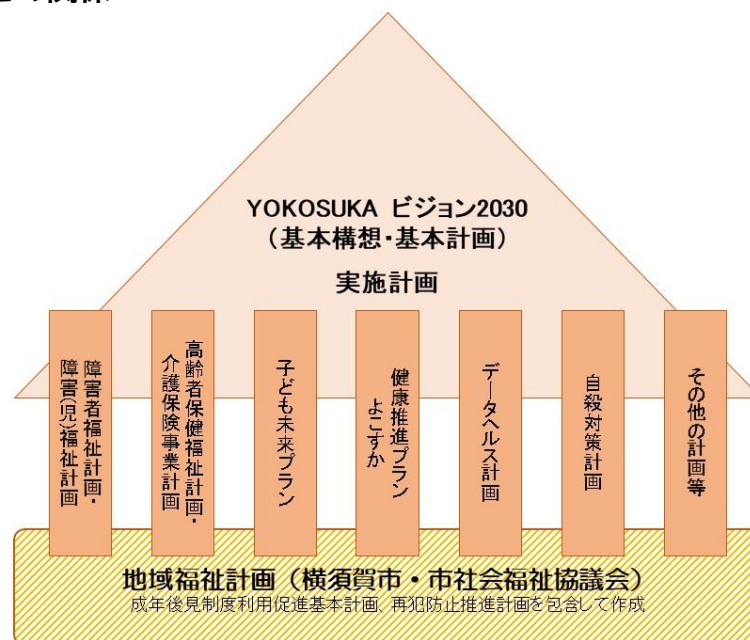
## 2 計画の位置付け

### (1) YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係

地域福祉計画は、本市のYOKOSUKAビジョン2030に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」といった分野別未来像を実現するための、各福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の福祉都市宣言、市民憲章、横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に向け、分野に共通する理念を示します。

《図表1 各計画との関係》



#### 【福祉都市宣言】(平成5年(1993年)6月4日宣言)

横須賀市は、「都市基本構想」において、あたたかい連帯感のある「福祉都市」の実現をめざすことを定めた。市民すべてが、自らのしあわせを高め、健康で文化的な生活ができるよう、人間尊重と相互扶助の心に満ちた豊かでおもいやりのある、明るく住みよい横須賀市を築くため、たゆまぬ努力をする決意をし、ここに「福祉都市」とすることを宣言する。

#### 【横須賀市民憲章】(平成13年(2001年)12月18日議決)

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

#### 【横須賀市地域で支える条例(平成25年(2013年)条例第87号)】

第1条 この条例は、地域活動に対する市民、地域活動を行う団体(以下「地域活動団体」という。)及び事業者の役割並びに横須賀市及び市職員の責務を定めることにより、安心して快適に暮らせる社会の実現に向けて、人と人との絆や近隣との連携を深めるとともに、心豊かなまちづくりを推進し、もって地域で支え合う社会を表現することを目的とする。

## (2) 福祉分野の個別計画との関係

平成12年(2000年)6月の社会福祉事業法等の改正により、旧社会福祉事業法が社会福祉法と改称され、同法第107条第1項に市町村地域福祉計画の策定義務が定められました。

本市では、地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。

## (3) 地域福祉活動計画との関係

令和5年(2023年)までは市が策定する「横須賀市地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と、それぞれの計画がありました。

この度、両計画の満了期間が同じであること、横須賀市と市社会福祉協議会が共に地域への働きかけを行うことで相乗効果が見込まれることから、一体となって本計画を策定しました。一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

## (4) 計画期間

本計画は令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。

なお、現計画の中間評価及び次期計画の策定については、以下のとおり実施します。

《図表2 計画期間》

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<p>横須賀市地域福祉計画 (横須賀市成年後見制度利用促進基本計画を含む)</p>						<p>横須賀市地域福祉計画 (「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び「横須賀市再犯防止推進計画」を含む)</p>					
<p>第5次地域福祉活動計画 【市社会福祉協議会策定】</p>						<p>中間報告 現状把握 計画策定</p>					

## (5) 法との関係

### ① 社会福祉法との関係

法第106条の3第1項で定める包括的な支援体制の整備を促進する観点から、平成29年(2017年)改正社会福祉法では、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

なお、国においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載するいわゆる「上位計画」として位置付けられておりますが、本市においては、各福祉分野の基盤となる計画として位置付けています。

令和2年(2020年)改正社会福祉法では、第106条の3の努力義務に基づき、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第1項第5号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、地域福祉計画を策定するすべての市町村が計画の中に盛り込むよう求めています。

### ② 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)との関係

成年後見制度は、民法の改正等により平成12年(2000年)に誕生した制度です。病気、事故等による障害などの理由により、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい人の法律行為を支える制度です。

しかし、成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年(2016年)4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が成立し、平成29年(2017年)3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)の5年間)が閣議決定されました。そして令和4年(2022年)3月25日に第二期基本計画が閣議決定されました。

地域住民の高齢化や認知症の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まっていることから、権利擁護が必要な人を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と成年後見制度利用促進法は、ともに地域住民の福祉の向上を目指しており、相互に関連しながら推進しています。具体的な施策や取り組みは地域によって異なる場合がありますが、地域福祉計画を通じて、成年後見制度の普及と地域福祉の充実に繋がることが期待されています。

### ③ 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）との関係

平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。現在の日本において、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう、再犯防止に関する取り組みについて、防犯に関する取り組みと合わせて、地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と再犯防止推進法は、ともに地域住民の安全・安心を確保するために地域社会全体で取り組むことを目指しており、相互に関連しながら推進していきます。

## （6）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年（2021年）4月に創設された制度であり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市では、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、令和5年度（2023年度）から事業化に向けた検討を進めています。「8050問題」など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

《図表3 各事業の概要》

包括的相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。</li> <li>○支援機関のネットワークで対応する。</li> <li>○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなげる。</li> </ul>
参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会とのつながりを作るための支援を行う。</li> <li>○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。</li> <li>○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。</li> </ul>
地域づくりに 向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。</li> <li>○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。</li> <li>○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援が届いていない人に支援を届ける。</li> <li>○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。</li> <li>○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。</li> </ul>
多機関協働による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市全体で包括的な相談支援体制を構築する。</li> <li>○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。</li> <li>○支援関係機関の役割分担を図る。</li> </ul>

【「促進」と「推進」の使い分け】

本計画書においては、主に地域の皆様が主体となる取り組みを「促進」、主に市や市社会福祉協議会が主体となる取り組みを「推進」として使い分けを行い、記載しております。



## 第2章 現状と課題

---



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール  
【小学生の部】 優秀賞 作品名：おまつり  
汐入小学校 1年1組 ぬまた しゅか 沼田 朱珂 さん

## 第2章 現状と課題

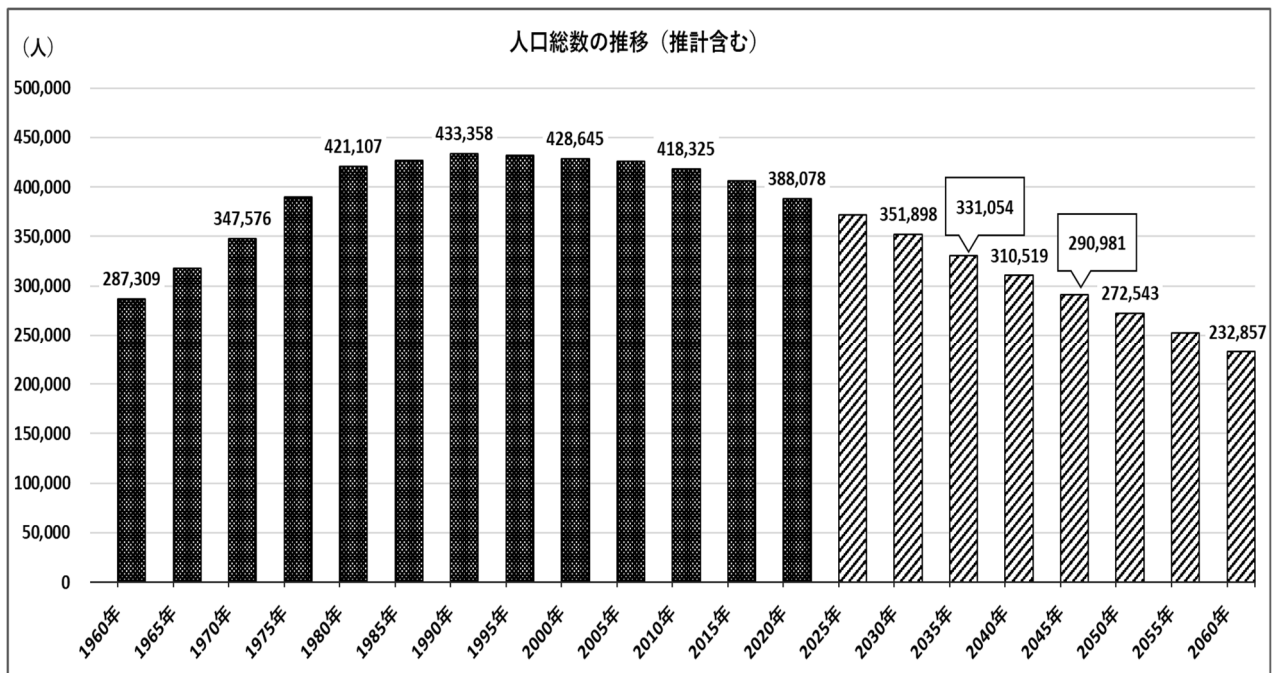
### 1 現状

#### (1) 人口・世帯の動向

##### ① 人口

本市の人口は、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までの10年間で約3万人減少しています。令和17年（2035年）には35万人を、令和27年（2045年）には30万人を割り込むと推計されています。

《図表4》

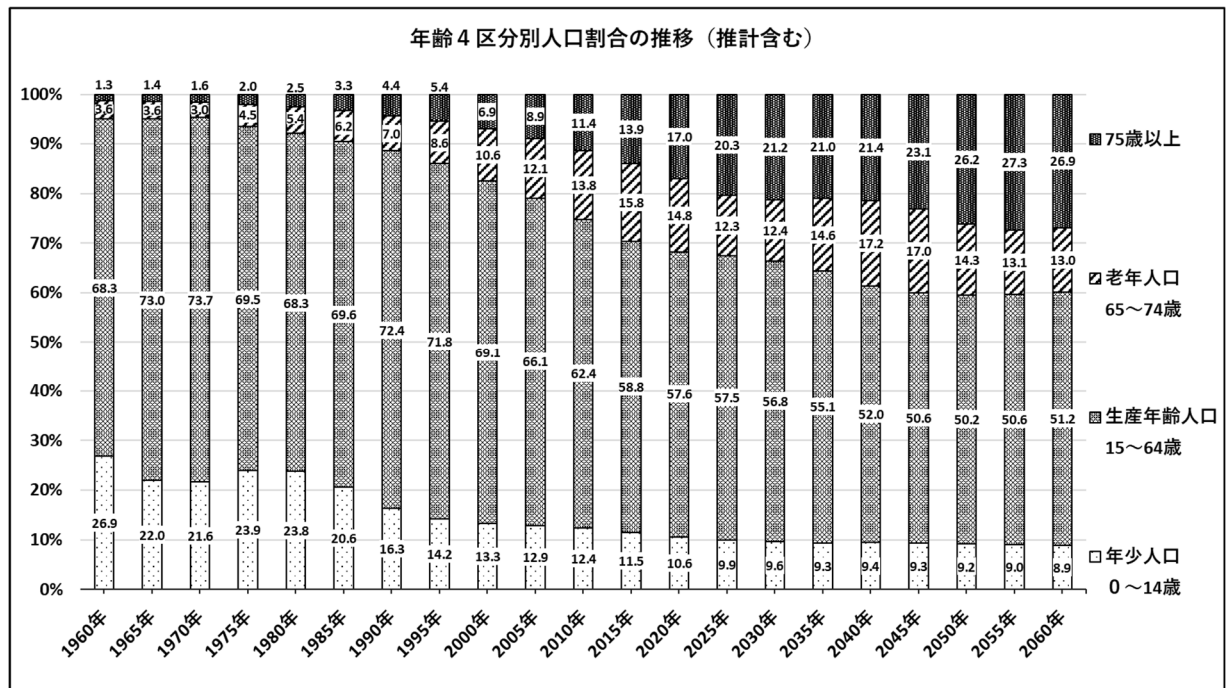


出所「横須賀市人口ビジョン（令和2年(2020年)3月改訂）」及び「YOKOSUKAビジョン2030」を基に福祉こども部作成

年齢4区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口の割合が減少する一方で65歳以上の老年人口は令和2年（2020年）には3割を超え、少子高齢化が進んでいます。

また、高齢者人口がピークを迎えると予測されている令和22年（2040年）には、高齢者の割合が38%を超えると見込まれています。75歳以上人口の割合はその後も高まり令和37年（2055年）にピークを迎えると見込まれています。

《図表5》

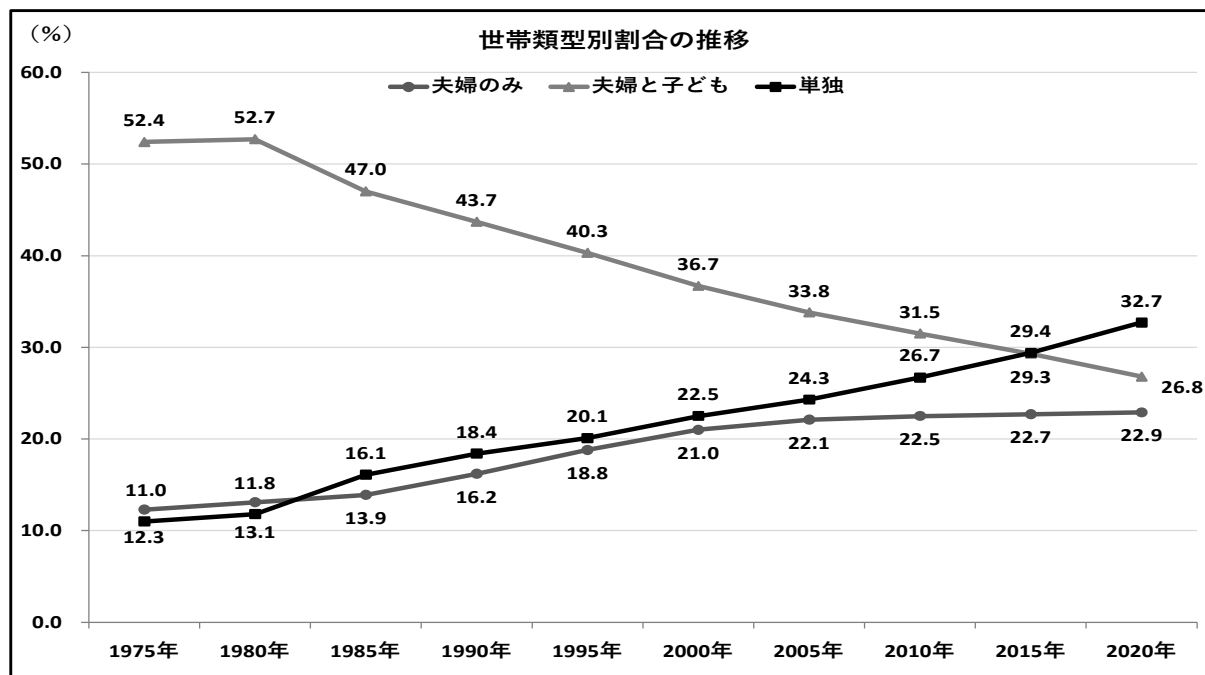


出所「横須賀市人口ビジョン（平成28年（2016年）3月）、（令和2年(2020年)3月改訂）」を基に福祉こども部作成

## ②世帯

「夫婦と子ども」世帯は減少傾向が続き、「単独」世帯は増加傾向となっています。平成27年（2015年）には単独世帯が世帯類型の中で最も割合が高くなりました。今後も「単独」世帯の割合が高くなると見込まれます。

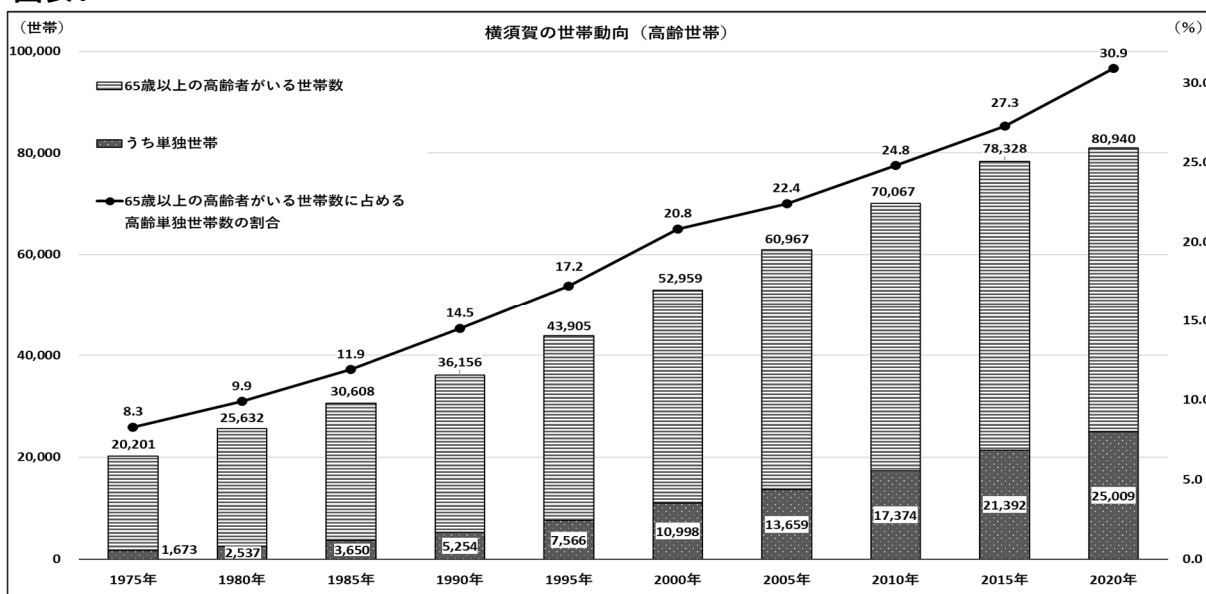
《図表6》



出所) 国勢調査 (各年度10月1日現在) を基に福祉こども部作成

65歳以上の高齢者がいる世帯数は年々増加しており、また、65歳以上の高齢者がいる世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も同様に高くなっています。

《図表7》



出所) 総務省統計局「令和2年度国勢調査 世帯類型」(令和2年10月1日現在) を基に福祉こども部作成

## (2) 高齢者の動向

全国的に少子高齢化が進む中、本市の高齢者人口も増加しています。

本市の要介護・要支援認定者数及び高齢者人口に占める要介護・要支援認定者数の割合も増加しており、介護保険の給付費のさらなる増加も見込まれます。

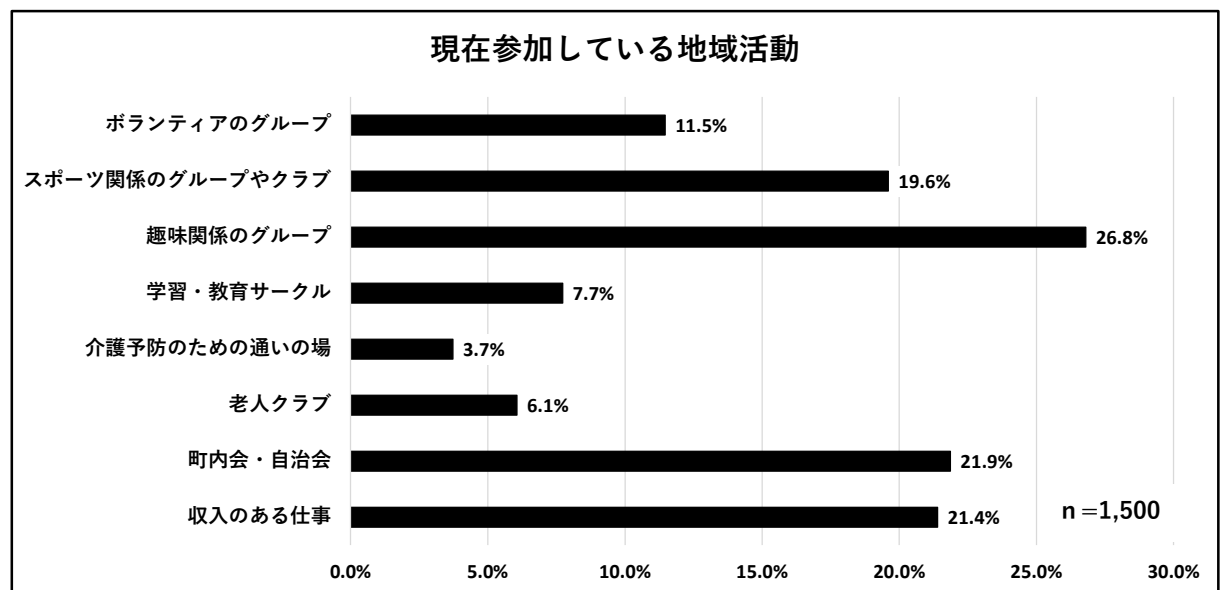
《図表8要介護・要支援認定者数と要介護・要支援認定率》

1月31日 横須賀市社会福祉審議会全体会にて提示予定

日常的な運動や社会的な交流を増やすことが健康寿命の延伸につながるという考えなどから地域活動に参加するという高齢者がいる一方で、参加している地域活動は特にないという高齢者も約4割います。

地域活動において、一番参加率が高いのは趣味関係のグループ（26.8%）、次いで町内会・自治会（21.9%）でした。

《図表9》

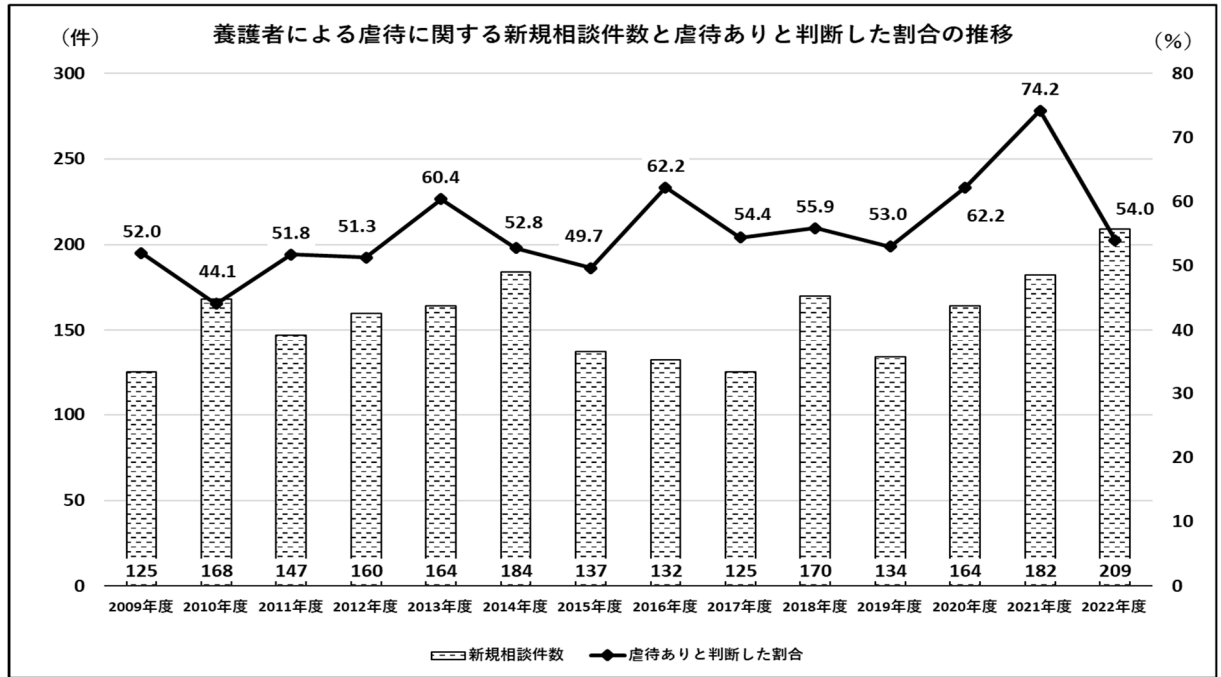


出所「横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査結果（令和元年12月1日現在）」を基に福祉こども部作成

全国的に養護者による虐待の相談・通報件数は伸びています。これは、わずかでも虐待の疑いがあるケースについては、情報共有を図るという方針のもと警察などの関係機関から通報される件数が増えたためです。

なお、令和4年度(2022年度)は「虐待あり」と判断した割合が低くなっています。これは、関係機関から通報があったケースのうち緊急性を要するものではないと判断されたものが多かったためです。

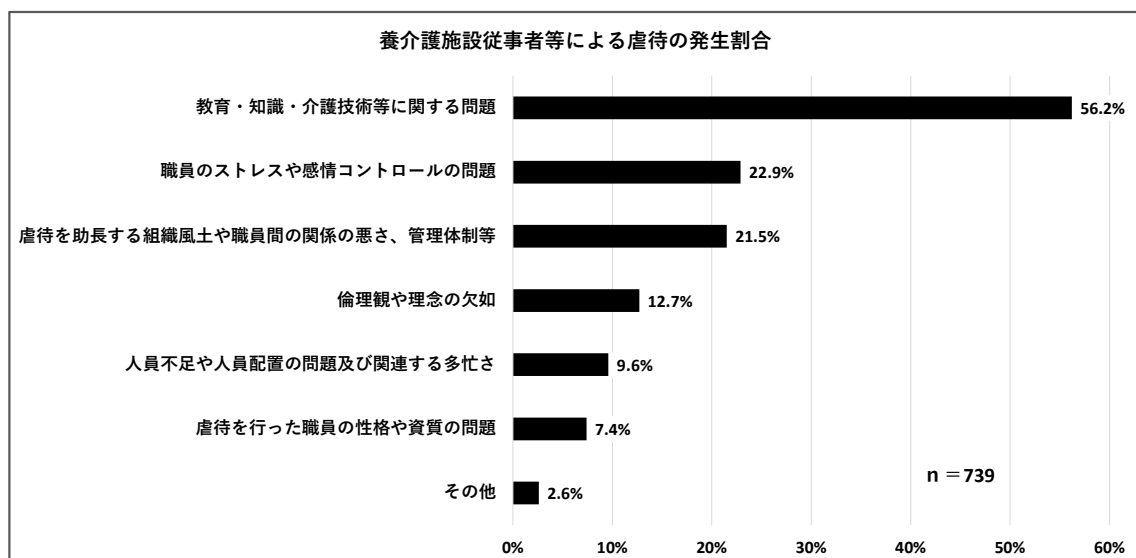
《図表10》



出所) 高齢者虐待通報対応件数を基に福祉こども部作成

養介護施設従事者による虐待の発生要因は介護者に対する「教育・知識・介護技術等に関する問題」が56.2%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が22.9%となっています。

《図表11》



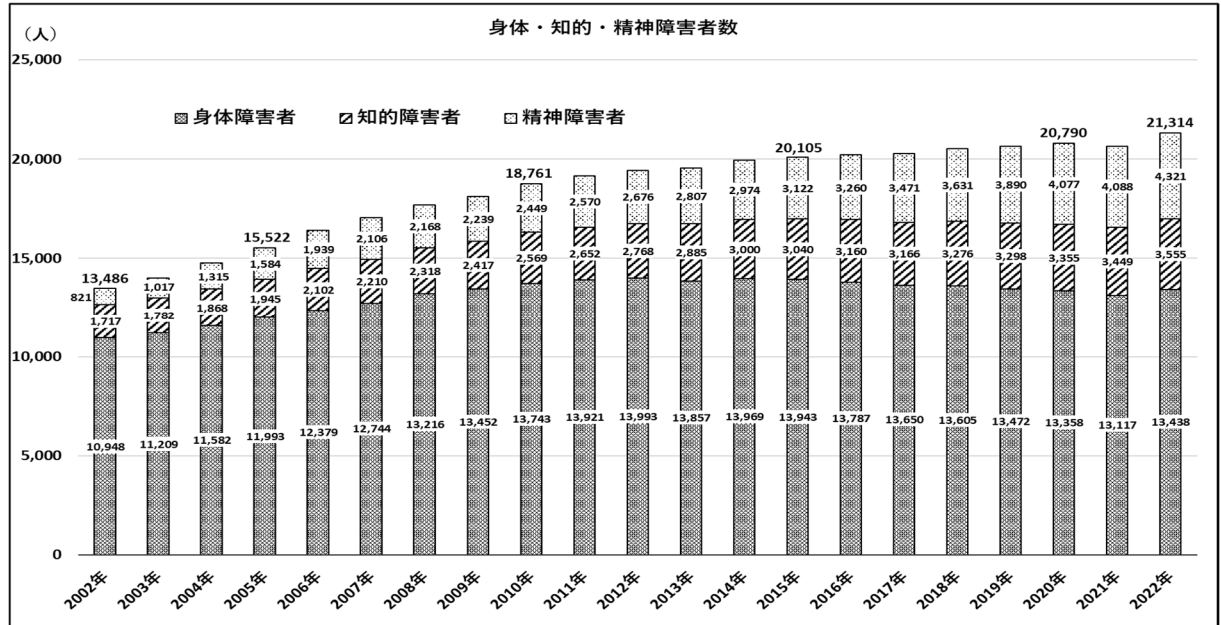
出所) 厚生労働省「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果(令和3年度(2022年度))」(令和4年9月30日現在)を基に福祉こども部作成

### (3) 障害者の動向

全国的に障害者の総数は増加しており、本市も同様となっています。

本市の内訳としては、身体障害者は横ばいですが、知的・精神障害者は増加傾向となっています。

《図表12》



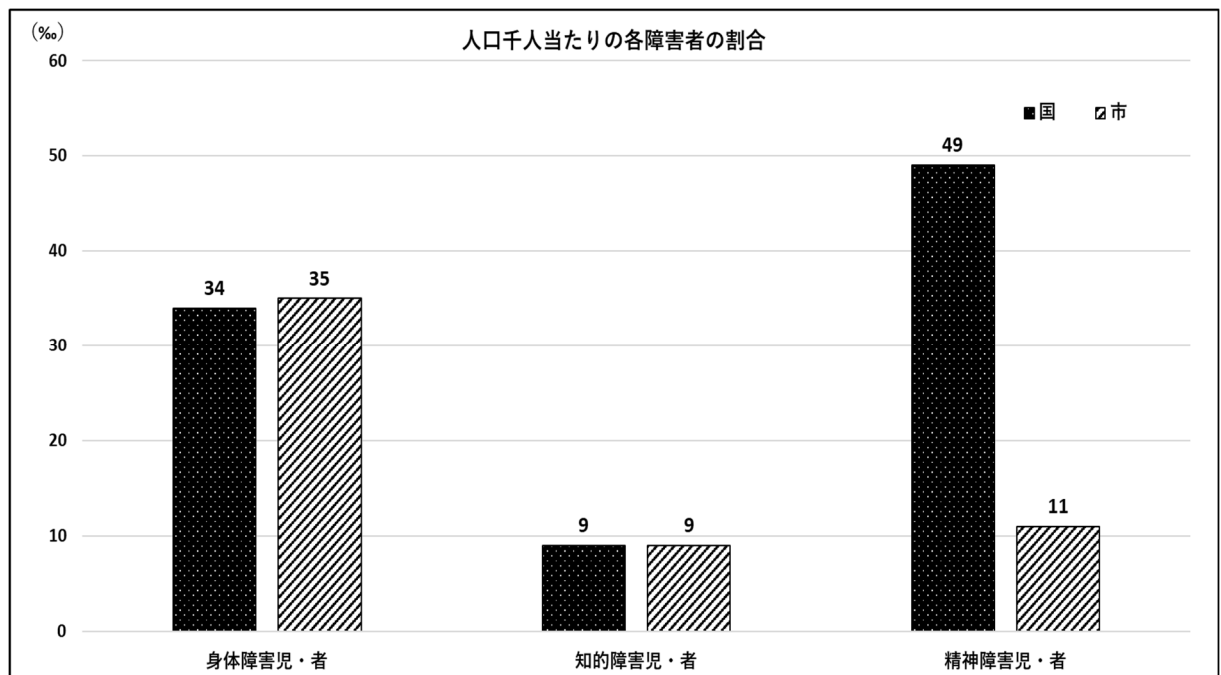
出所)「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付人数」を基に福祉こども部作成



国では、人口千人当たりの各障害者の人数を身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人と推計しています。

本市では、身体障害者及び知的障害者は国の推計と同程度となっていますが、精神障害者は人口千人当たり11人となっています。これは、精神障害児・者については、国と市では集計方法が異なるため、把握数が大きくかい離しているものです。

《図表13》

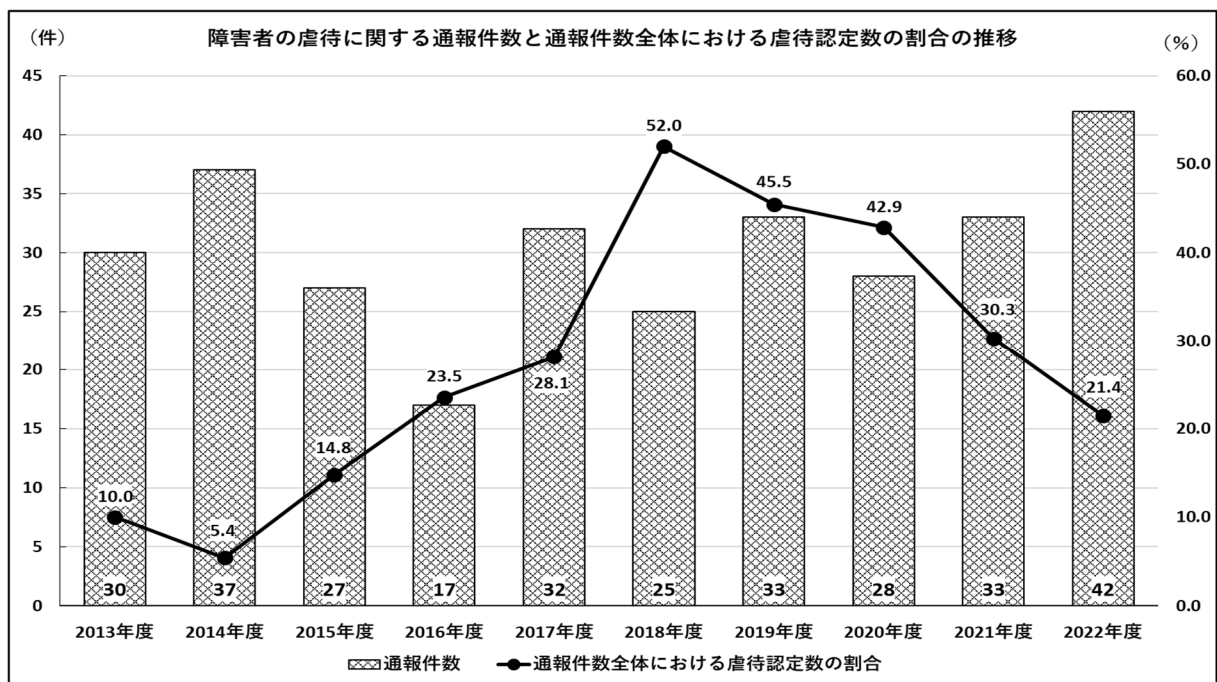


出所) 厚生労働省「障害者白書」、総務省統計局「人口推計」及び福祉こども部資料を基に作成

※ 精神障害児・者の把握数 国：医療機関が把握している人数（障害者白書「患者調査」）  
市：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人数

障害者の虐待に関する相談件数は全体として増加傾向にあります。一方で、実際に虐待と認定された割合は平成30年度（2018年度）に大きく増加したものの、近年では減少傾向にあります。これは、わずかでも虐待の疑いがあるケースについて、情報共有を図るという方針のもと、警察などの関係機関から通報される件数が増えている一方で、虐待認定件数はほぼ横ばいであるため、相対的に認定数の割合が減少しているためです。

《図表14》



出所) 障害者虐待通報対応件数を基に福祉こども部作成

#### (4) 子ども・子育ての動向

未婚化や晩婚化が進む中、全国的に少子化が進んでいます。

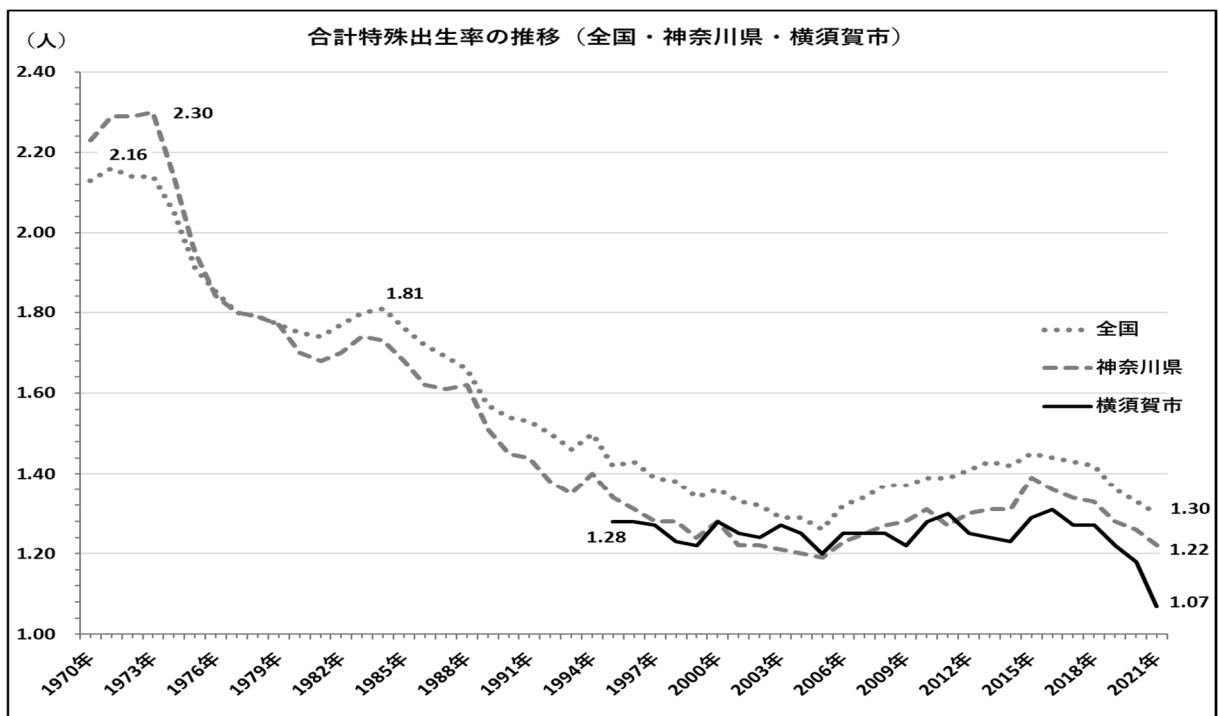
本市も年々、出生数が減少しており、合計特殊出生率は全国や県内の平均よりも低くなっています。

《図表15》



出所)「横須賀市人口ビジョン(令和2年(2020年)3月改訂)」及び横須賀市「衛生年報」(各年度10月1日現在)を基に福祉こども部作成

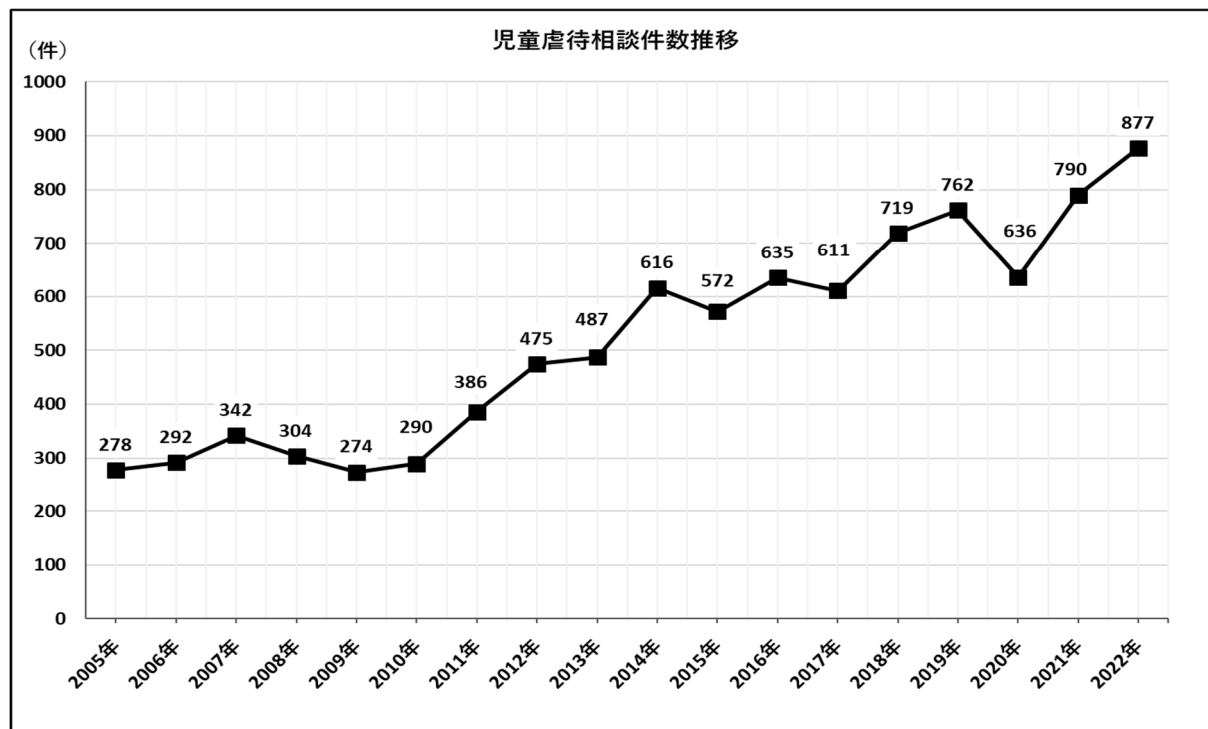
《図表16》



出所)厚生労働省「人口動態統計」(各年度1月1日現在)及び横須賀市「衛生年報」(各年度10月1日現在)を基に福祉こども部作成

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命をも脅かす児童虐待の相談件数は依然として増加傾向にあります。

《図表17》



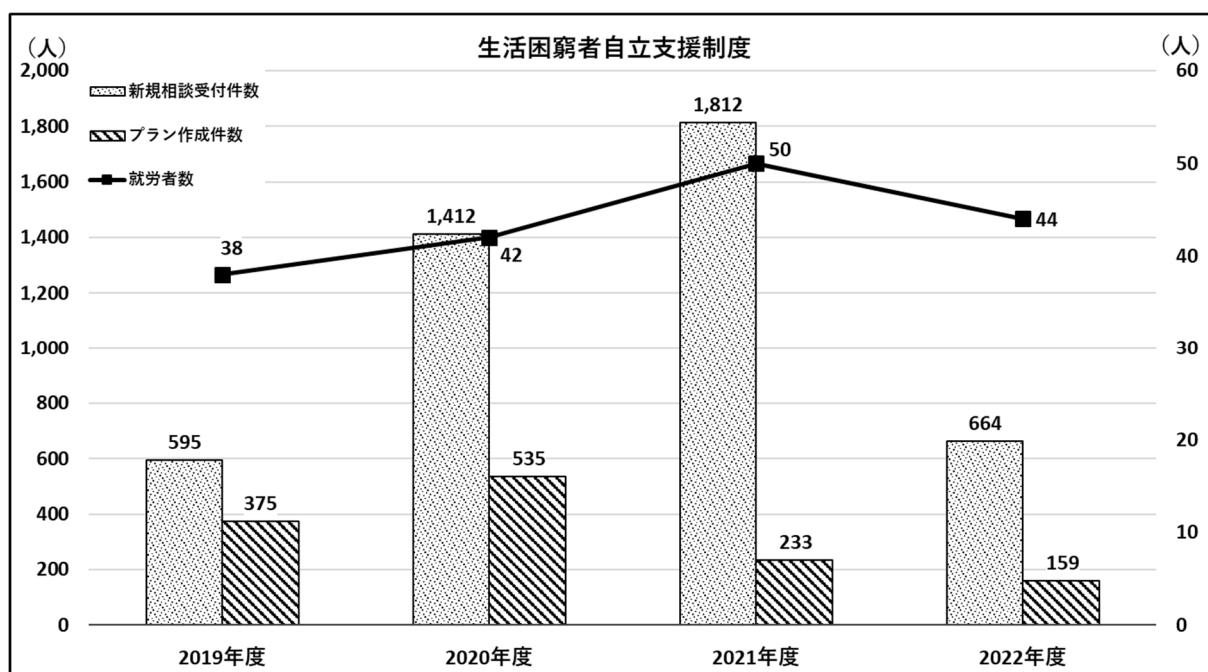
出所) 児童相談所事業概要を基に福祉こども部作成

## (5) 生活困窮者の動向

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため、平成27年（2015年）4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。

新規相談の受付件数は増加傾向にあり、2021年度が最も多いです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規相談受付件数が増加したものと考えられます。

《図表18 生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数、プラン作成件数、就労者数》



出所) 新規相談者数 生活支援課作成「生活相談統計」を基に福祉こども部作成  
 プラン数 生活困窮者自立支援統計システム支援ツール  
 就労者数 ハローワーク作成「一体的実施事業報告書」

## (6) 外国人の動向

本市の外国人の数は、令和5年（2023年）1月1日現在、6,370人で、総人口に占める割合は約1.7%です。直近5年間では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）から令和3年（2021年）にかけては減少しましたが、おおむね増加傾向となっています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、朝鮮・韓国、ベトナムが多くを占めています。

これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、経済連携協定（EPA）により、フィリピン、ベトナム等からの看護師・介護福祉士候補者の受け入れが進んでいることなどが要因と考えられます。

〈図表19 国籍別人口の推移〉

（各年度末現在、単位 人）

国籍別	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
総数	5,668	5,823	5,947	6,046	6,023
フィリピン	1,496	1,576	1,610	1,574	1,619
中国・台湾	903	925	921	928	923
朝鮮・韓国	865	829	797	787	773
ベトナム	368	474	575	687	640
米国	450	442	446	457	483
ペルー	286	285	279	285	266
ネパール	227	230	235	239	242
ブラジル	174	191	223	218	211
インドネシア	275	231	159	165	156
その他の国籍	624	640	702	706	710

※在日米軍人、軍属とその家族は含みません。

出所：「横須賀市統計書 令和4年度（2022年度）版」を基に福祉こども部作成

## 2 市民意見等の聴取

### (1) 市民アンケート調査結果

市民の地域生活や地域福祉活動の実態、福祉に対する意識等について把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

#### ① 調査の概要

##### ア 調査対象

18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）  
（令和5年（2023年）4月30日現在）

##### イ 調査期間

令和5年（2023年）6月8日から令和5年（2023年）7月31日まで

##### ウ 調査方法

配布：郵送

回収：郵送または電子申請

##### エ 回収状況

- ・ 配布数 3,000件
- ・ 回収数 1,256件
  - うち郵送 971件（77.3%）
  - うち電子 285件（22.7%）
- ・ 回収率 41.9%

#### ② 調査結果（抜粋）

詳細：横須賀市地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書参照

##### ア あなた自身のことについて（問1～問10）

- ・ 「今住んでいるところに住み続けたい」（63.5%）、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」（19.9%）を合わせると、約83%の人が市内に住み続けたいと回答しています。

## イ 地域生活について（問11～問30）

- ・約7割の人が町内会・自治会に加入していると回答しています。
- ・近所付き合いの程度としては「親しく付き合っている」（13.0%）、「立ち話をする程度」（28.2%）、「挨拶をする程度」（45.7%）となっており、8割を超える人が何らかの近所付き合いをしていると回答しています。
- ・今後の近所付き合いについては、より親しく近所付き合いをしたいと回答した人が多くなっています。
- ・近所付き合いについては、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」（17.4%）、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」（52.3%）となっており、肯定的な意見が大半を占めています。
- ・近隣で困っている家庭がある場合、「安否確認の声かけ」（53.7%）、「災害時の手助け」（45.3%）、「ごみ出し」（27.5%）、「高齢者などの見守り」（25.3%）ができるかと回答しています。
- ・住民の助け合いの範囲としては、「町内会・自治会」（58.9%）と回答した人が最も多く、小学校区（7.5%）、本庁（市役所）・行政センター区域（5.5%）、地区社会福祉協議会区域（2.7%）となっています。
- ・行政と地域住民との関係については、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が取り組む」（20.1%）、「福祉の課題については、行政も住民もともに取り組む」（42.1%）、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」（23.8%）を合わせると8割以上が行政との協力を肯定的に回答しています。
- ・悩みや困り事についての相談先として「親などの身内」（46.7%）、「親しくしている人」（45.9%）、「市役所・行政センター」（18.5%）、「近所の人」（14.8%）と回答しています。
- ・相談先から適切な窓口を「紹介された」（18.4%）、「紹介されなかった」（24.9%）となっています。

## ウ 地域福祉活動について（問31～問40）

- ・ボランティア活動等に参加したことがある人は、「現在、参加している」（6.8%）、「参加したことがある」（26.2%）を合わせると約3分の1、「参加したことはない」が約3分の2となっています。
- ・今後、地域活動に参加したいと考えている人は、「ぜひ参加したいと思う」（3.3%）、「できれば参加したいと思う」（42.0%）を合わせて約45%となっています。
- ・今後、参加したい地域活動としては、「町内会・自治会活動」（31.7%）、「高齢者に関する活動」「環境美化に関する活動」（各30.1%）となっています。



## エ 地域福祉活動の拠点について（問41）

- ・各拠点の「名前は聞いたことがある」と回答した人の割合は34.7%~44.1%と高くなっていますが、「利用したことがある」と回答した人の割合は2.1%~9.6%と低くなっています。

## オ 福祉に対する意識について（問42~問45）

- ・福祉に「とても関心がある」（6.8%）、「ある程度関心がある」（53.3%）と回答した人を合わせると、約6割となっています。
- ・『心のバリアフリー』については、「意識している」（11.5%）、「やや意識している」（31.1%）の合計は約43%、「あまり意識していない」（39.4%）、「意識していない」（14.8%）の合計は約54%となっています。

## カ 地域福祉の推進について

（市民アンケート問46 ※自由記述欄に記載のあった291件）

### （ア）子育てについて（26件）

- ・子どもが広々遊べる公園や室内での遊び場を作ってほしい。
- ・両親が共働きで、寂しい思いをしている子ども達のケアにも力を入れてほしい。

### （イ）障害福祉について（9件）

- ・災害時、障害者は避難所で肩身の狭い思いをするため、自宅へとどまる人もいと聞いた。安心できる対応をしてほしい。
- ・知的障害のある子どもが地域で暮らすには、親が24時間介護をしていることを認識してほしい。暮らしにくいまちであると感じている。

### （ウ）高齢福祉について（30件）

- ・交通の便が悪いので、シニアパスや移動販売等を充実させてほしい。
- ・介護を必要とする人を1人で支えることは大変なことであった。

(エ) 地域福祉について (95件)

- ・近所で助け合うのは必要なことであると思うが、自身のプライバシーをさらけ出すことに不安を感じる。
- ・引っ越して来た人にとってはすでに形成されているコミュニティには入りづらいつと感じる。
- ・子どももシニア世代もあらゆる人が気軽に集まれる場所ができれば良いと思う。

(オ) その他 (131件)

- 自身に地域福祉を考える余裕がない 7件
  - ・今の生活を維持するのがやっとの状態で、地域や福祉のことに目を向けること自体が難しい。
- 市政全般への意見 98件
  - ・空き家を活用して、趣味の集まりや託児所等に活用してほしい。
  - ・人口流出が心配。
  - ・毎月「広報よこすか」に福祉に関する地域や行政の動向等のコーナーを設けて提供してほしい。
- 特になし・分からない 26件

## (2) 地域別意見交換会実施結果

### ① 地域別意見交換会実施目的

- ・次期横須賀市地域福祉計画の策定に当たり、地域に対する思いや課題を共有し、各地域において「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するために必要な取り組みを検討するきっかけとする。
- ・同じ地域で活動する他の担い手との顔の見える関係が築けていない地域については、仲間づくりを進めるきっかけとする。

### ② 参加者

行政センターの管轄地域ごとに地区連合町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区ボランティアセンター、障害者相談サポートセンター、地域包括支援センター等福祉関係団体のほか、地域住民が参加。

③ 開催実績（実施期間：令和5年（2023年）8月1日～8月27日）

《図表20》

地域	開催日程・場所	参加人数
追浜	8月25日（金）追浜コミュニティセンター 第2学習室	12名
田浦	8月24日（木）田浦コミュニティセンター 第2学習室	8名
長浦	8月27日（日）長浦コミュニティセンター 第2・3会議室	14名
逸見	8月19日（土）逸見コミュニティセンター 学習室	10名
本庁①	8月22日（火）横須賀市役所 3号館3階301会議室	26名
本庁②	8月4日（金）横須賀市役所 3号館3階302会議室	22名
衣笠①	8月10日（木）衣笠コミュニティセンター 第1会議室	4名
衣笠②	8月21日（月）衣笠コミュニティセンター 第1会議室	6名
大津	8月8日（火）大津コミュニティセンター 学習室5	13名
浦賀・鴨居	8月16日（水）浦賀コミュニティセンター分館 第2学習室	9名
久里浜①	8月18日（金）横須賀市教育研究所 第2研修室	15名
久里浜②	8月24日（木）久里浜コミュニティセンター 和室	7名
北下浦	8月23日（水）北下浦コミュニティセンター 第1学習室	19名
西（武山）	8月10日（木）武山市民プラザ 会議室A・B	9名
西（長井）	8月1日（火）長井コミュニティセンター 第2会議室	10名
西（大楠）	8月23日（水）西コミュニティセンター 第3学習室	7名
全市①	8月14日（月）横須賀市役所 2号館6階261会議室 （台風7号接近により中止）	-
全市②	8月26日（土）横須賀市立総合福祉会館 2階会議室	6名
	合計	197名

#### ④主な意見（現状等）

##### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

###### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・毎日実施しているラジオ体操は安否確認にも一役買っています。
- ・地域包括支援センターの職員が地域のラジオ体操に参加し、顔の見える関係が築けています。
- ・町内会加入のメリットがあるように、夏祭りの際に引き換えができる「景品引換券」を回覧板で回しています。
- ・マンション居住者向けのイベントを行いました。近隣の子どもも参加してくれました。
- ・地域のネットワークが形成されており、町内会・自治会、老人会の活動が活発な地域があります。
- ・町内会・自治会の運営方法として、万が一の時、副会長誰もが会長の代行となれるように準備しています。
- ・子ども服や日用品を互いに持ち寄って、必要な人に譲る集まりがあります。その際に、育児に不安のある保護者が集まり、高齢者から話を聞いています。

###### (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

###### (3) 地域における交流の促進

- ・段差があることで集いの場として利用しにくかった町内会館・自治会館に、手すりを設置することで、利用しやすくなりました。

###### (4) 地域における見守り体制の充実

- ・民生委員児童委員の欠員区域を、他の民生委員児童委員だけでなく、地区社会福祉協議会もフォローしています。

###### (5) 災害に備える地域づくりの促進

- ・防災訓練の際に参加者へ煮込みうどんをふるまっています。ふるまいの時の交流を目当てに参加する人もいます。
- ・夏祭りイベントの際に、防災倉庫や給水場所を巡るポイントラリーを取り入れました。
- ・集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、非常事態への対応に役立てています。
- ・避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいます。

## 2 包括的・継続的な支援体制の充実

### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

意見なし

### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

意見なし

### (3) アウトリーチ支援の拡充

意見なし

### (4) 権利擁護の取り組みの支援

意見なし

### (5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

意見なし

## 3 多様な担い手の育成・参画の推進

### (1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

- ・サロンの企画担当を当番制にして、みんながサロンを企画できるようになりました。
- ・お祭りやイベントの企画や運営等を若手に任せ、時間が足りない準備の部分は高齢者が引き受けるといった形で分業することで次世代への継承を図っています。

### (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

意見なし

### (3) 福祉団体の活動の支援

- ・防犯パトロールをしていると、児童・生徒が声を掛けてくれます。

## 4 心のバリアフリーの促進

### (1) 他者に対する思いやりの心の醸成

意見なし

### (2) ソーシャルインクルージョンの促進

意見なし

### (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

- ・障害者地域作業所のお菓子を浦賀奉行所の土産品として、付加価値を付けて販売しました。

## ⑤主な意見（問題等）

### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

#### （1）地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・世代を問わず地域のつながりが希薄化しています。
- ・地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていません。
- ・地域のイベント情報を知ることができず、参加できない人がいます。
- ・新しく住んだ人と顔の見える関係性が築けていません。
- ・学校と地域との連携体制が築けていません。
- ・障害者や引きこもりなど、支援が必要な人の情報を地域で共有できていません。

#### （2）地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

#### （3）地域における交流の促進

- ・地域住民が気軽に集える場がありません。
- ・自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいます。
- ・青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなってしまう。

#### （4）地域における見守り体制の充実

- ・児童委員としての活動が地域に把握されていません。民生委員活動とともに周知に努めたいです。
- ・町内会・自治会に加入していない住民への情報共有が難しいです。

#### （5）災害に備える地域づくりの促進

- ・災害時などに配慮が必要な人（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できていません。
- ・災害時の対応を民生委員児童委員に依存している住民が多いです。
- ・災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がありません。

## 2 包括的・継続的な支援体制の充実

### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

- ・緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいます。

### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

- ・福祉のサービスを利用することに抵抗感のある人がいます。

### (3) アウトリーチ支援の拡充

- ・「8050問題」など、困っている実感がない人への対応が難しいです。

### (4) 権利擁護の取り組みの支援

意見なし

### (5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

意見なし

## 3 多様な担い手の育成・参画の推進

### (1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

- ・世代交代がうまく進んでいません。
- ・民生委員児童委員の担い手が不足しています。
- ・ボランティアの高齢化により、担い手が不足しています。
- ・地域の団体内の人間関係が強くなり、新規会員が入りづらくなっているように感じます。
- ・現役世代への引継ぎができていません。

### (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

意見なし

### (3) 福祉団体の活動の支援

- ・高齢者の中には、町内にある坂道を自力で下りられない人もおり、買い物の同行支援等を必要としています。
- ・町内会・自治会役員や民生委員児童委員の担い手が不足しています。
- ・福祉団体の活動が地域住民に周知されていません。
- ・ごみ出しや買い物が難しい人がいます。宅配も利用しますが、注文の下限額があるため、利用しにくいです。



#### 4 心のバリアフリーの促進

##### (1) 他者に対する思いやりの心の醸成

- ・現役世代の地域への関心が失われています。

##### (2) ソーシャルインクルージョンの促進

- ・障害者と地域のつながりが築けていません。
- ・一人が好きな人、人とつながりを作ることができない人とどうやってつながるかが分かりません。
- ・地域に住む外国人と顔の見える関係性づくりができていません。
- ・地域のつながりを求めない人がいる場合の対応方法が分かりません。

##### (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

- ・福祉サービスの存在が、支援を必要とする人に伝わっていません。

### (3) 市社会福祉協議会部会員からの意見聴取結果

市社会福祉協議会では計画骨子の段階で、正会員で構成する各部会の会議等において、部会員に骨子の概要を説明するとともに、部会員からの意見聴取を実施しました。

《図表21》

#### ① 実施期間：令和5年（2023年）9月15日～10月23日

部会名	説明の実施日
施設部会	10月13日（金）
民生委員部会	10月2日（月）
保護司部会	9月25日（月）
地区社協部会	9月15日（金）
団体部会	10月17日（火）
教育文化福祉部会	10月23日（月）

#### ② 主な意見

##### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

###### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・地域共生社会の実現にはサービスの受け手、支え手という根本的な考え方を改めなければならないのではないかと。
- ・「重層的支援体制整備事業」について記載があると良い。地域での交流（世代間）の必要性については市社会福祉協議会や行政で積極的に進めてほしい。
- ・支え合いを支える側にも負担の多いものがあり、身体的・精神的な不調をきたす状況・事件等も散見される。
- ・支えられる側を対象・中心とした研修・講演だけではなく、支える側を対象とした内容も計画・実施してほしい。

###### (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

###### (3) 地域における交流の促進

意見なし

###### (4) 地域における見守り体制の充実

- ・事情のある家庭の子どもが安心して過ごせる場所が確保できたら良い。
- ・毎日の見守りは不要かもしれないが、いざという時に連絡ができる頼れるシステム（事前登録でも良いので）があると助かる。
- ・地域での子育てや子どもの育成がどうあるべきかをもう少し深掘りして、目次に記載してほしい。

- ・特に精神障害者の重度障害者は精神保健福祉士又は社会福祉士でないと対話が難しかったり、相談に来ない心配がある。

#### (5) 災害に備える地域づくりの促進

意見なし

### 2 包括的・継続的な支援体制の充実

#### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

- ・児童相談所を退所した子どもたちへの具体的な支援がないため、市社会福祉協議会に総合的な相談窓口を設置できないか。
- ・相談しやすい場、環境の整備、制度、専門職育成などできる対策を行う必要がある。
- ・「ほっとかん」、生活相談担当などの相談支援は相談できるレベルの当事者に限られ、「8050問題」（親が80代、当事者が50代）の中には行動が難しく相談支援だけでは限界がある。
- ・精神障害者医療費助成制度を2級までにする。自立支援法で知的・身体・精神障害者は必要なサービスを利用でき、市町村が責任を持って一元的なサービスを提供するとされているが、医療費助成は他都市で実施しているが横須賀市では実施されていない。
- ・精神的ハンデがある人への対応は、民生委員児童委員・社会福祉推進委員の多くは専門的・具体的な知識を持ち合わせないので大きな壁がある。
- ・認知症高齢者への対応では、被害妄想・暴言・暴力・逆恨み等が激しい認知症が増え、専門職ですら頭を悩ませている。

#### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

意見なし

#### (3) アウトリーチ支援の拡充

- ・本当に困っている人はそもそも相談に行くことができないと言われているので、アウトリーチなどは必要不可欠と感じる。
- ・児童・学生と高齢者、障害者、生活保護者の「はざまに位置する子どもたち」をどう保護・支援していくのか。
- ・横須賀市では病院などの介護訪問は実施しているが、精神障害者の医師の訪問支援がない。
- ・行政や支援機関が訪問支援でアプローチを行うプロセスとなっているが、その中心は専門職であり、家族からの孤立を理由に昼夜を問わない訪問や一方的な電話への対応は専門機関の存在なしでは不可能である。

**(4) 権利擁護の取り組みの支援**

意見なし

**(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進**

意見なし

**3 多様な担い手の育成・参画の推進**

**(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進**

意見なし

**(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成**

- ・福祉教育の場の提供や人材育成に関する事業はどうなるのか。
- ・次世代の福祉専門職を育成するきっかけづくりとして是非対策をお願いしたい。
- ・地域での多様な担い手の育成・参画における専門職等の確保・養成など関係機関の技量の向上は特に大切である。

**(3) 福祉団体の活動の支援**

意見なし

**4 心のバリアフリーの促進**

**(1) 他者に対する思いやりの心の醸成**

意見なし

**(2) ソーシャルインクルージョンの促進**

- ・障害者団体のボランティア支援促進とそのための話し合いを実施してほしい。
- ・福祉、教育、医療などにより人口減少を食い止め、子育て世代（生産人口世代）の移住、定着に力を注ぐことを地域福祉計画の一つにすることを提案したい。
- ・行政・各種団体・個人の範囲に関わらず、広く情報共有・意見交換・討議する場を設定してほしい。
- ・家族・親族を対象とした企画により、互いの意見交換・意識変革を促すような場を設定してほしい。

**(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進**

- ・良い制度があっても周知がなされなければ意味をなさないと思うので、福祉関係者だけでなく、一般市民にまで届く情報発信が重要である。
- ・地域でどのように福祉に関する情報を掴んでいるのか知りたい。
- ・地域の情報発信力が向上しても、対応力が不足しては支え合いも実を結ばない。

### 3 課題

1 現状及び2 市民意見等の聴取を踏まえ、課題を以下のとおり整理しました。それぞれの課題については、「第4章 施策の方向性」に反映させています。

#### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

##### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

地域における支え合いの基盤づくりの促進  
支え合い活動を行う団体への支援の促進

##### (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

地域における健康に関する事業のさらなる情報発信  
健康づくりに関連したボランティアの育成・支援

##### (3) 地域における交流の促進

交流の場づくりの促進  
外出しやすい環境づくりの促進

##### (4) 地域における見守り体制の充実

既存の見守り体制の充実  
地域における見守り活動の新しい担い手の確保

##### (5) 災害に備える地域づくりの促進

地域における支援体制の充実  
顔の見える関係づくりの促進

#### 2 包括的・継続的な支援体制の充実

##### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

各福祉分野における既存の相談支援体制の充実  
各相談窓口の連携強化

##### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる体制の拡充

##### (3) アウトリーチ支援の拡充

潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができる地域の見守り体制の拡充  
継続的な支援の実施

**(4) 権利擁護の取り組みの支援**

困りごとを抱えている人が必要としたときに支援を受けられる体制の強化

**(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進**

地域社会における理解と協力の推進

関係機関、民間協力者等の連携による、犯罪をした人等の孤立防止

地域による温かい見守りを含めた防犯活動の継続

**3 多様な担い手の育成・参画の推進**

**(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進**

地域福祉の担い手の育成・参画の推進

負担軽減の取り組みの継続

次世代の担い手への円滑な継承

**(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成**

専門職等の確保・養成

高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進

サービスの質の向上、従事者の負担軽減

**(3) 福祉団体の活動の支援**

福祉団体の活動の支援

**4 心のバリアフリーの促進**

**(1) 他者に対する思いやりの心の醸成**

他者に対する思いやりの心の醸成

**(2) ソーシャルインクルージョンの促進**

多様性を尊重する地域社会づくりの促進

相互理解の促進

**(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進**

誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりの推進

## 第3章 計画の体系



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール  
【小学生の部】 優秀賞 作品名：みんなできゅう食うれしいな  
夏島小学校 3年2組 やまぐち 山口 さくら さん

# 第3章 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の基盤となる計画です。

本計画は他の個別計画と相互に補い合いながら、それぞれの事業を進めていきます。

《図表22 計画の体系図》

